

遠野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において使用する用語は、この告示において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）

ア 第1号訪問事業

介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

イ 第1号通所事業

介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

ウ 第1号介護予防支援事業

ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

- ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業
- (総合事業の対象者)

第5条 第1号事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者（法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。）とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 基本チェックリスト（様式第1号）の質問項目の回答が様式第2号に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者

2 一般介護予防事業の対象となる者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(第1号事業の利用手続)

第6条 前条第1項に規定する被保険者は、第1号事業を利用しようとするときは、遠野市介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした者（以下「事業対象者」という。）に対し、遠野市総合事業対象者決定通知書（様式第4号）に、事業対象者、基本チェックリストの実施日等を記載した被保険者証を添付して、通知するものとする。

3 第1項の規定による届出は、前条第1項に規定する被保険者に代わって、第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

4 第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による届出の変更について準用する。

(総合事業の実施方法)

第7条 市長は、総合事業を地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1第2の1の(1)ア(エ)の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあっては、同(エ)(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスについては、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により、訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは介護予防訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは介護予防通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第8条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表第1の区分の欄に掲げる区分及びサービスの種類の欄に掲げるサービスの種類に応じ、同表の単位数の欄に掲げる単位数に同表の1単位の単価の欄に掲げる1単位の単価を乗じて算定

するものとする。

- 2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(サービス事業支給費に係る審査及び支払)

第9条 市長は、サービス事業支給費（法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）に係る審査及び支払に関する事務を、同条第6項の規定により岩手県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

(サービス事業支給費の額)

第10条 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係るサービス事業支給費の額は、第8条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）に相当する額とする。

(支給限度額)

第11条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合のサービス事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 第5条第1項第2号に規定する第1号事業の対象者が指定事業者の行う事業を利用する場合のサービス事業支給費の支給限度額は、別表第2の支給限度額単位の欄に掲げる単位数により算定した額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イ又は同号ロに定める単位により算定することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、通知別記1第2の1の(1)ア(ロ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第13条 サービス事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、遠野市介護保険条例施行規則（平成17年遠野市規則第126号）第11条及び第15条の規定を準用する。

2 前項の手續に係る様式については、遠野市介護保険条例施行規則に定める保険給付に係る様式を準用する。

(指定事業者の指定基準)

第14条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める指定基準に従って、サービス事業を行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める基準（以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。）

(2) 介護予防通所介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。）

(指定の有効期間)

第15条 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 次号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年間

(2) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 平成30年3月31日までの期間

(指定拒否)

第16条 指定事業者の指定については、事業所が第14条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第17条 第8条、第10条及び第14条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合の指定事業者による事業に要する費用の額の算定方法、第1号事業支給費の額並びに当該指定に係る有効期間及び指定基準については、市長が必要と認めるときに限り、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところにより行うことができる。

(事業の委託)

第18条 市長は、法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に総合事業

の実施を委託することができる。

- 2 前項の規定により委託をする場合は、受託者は、省令第 140 条の 69 各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(指導及び監査)

第19条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(補助)

第20条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助金を交付することができる。

(総合事業の利用料)

第21条 市長は、総合事業を通知別記 1 第 2 の 1 の (1) ア(キ)の方法により実施するときは、別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(事業対象者の特定の有効期間)

第22条 事業対象者の特定の有効期間は、次の各号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

- (2) 2 年間

- 2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月 1 日から、事業対象者の特定を無効とする。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の規定による総合事業の実施に関し必要な届出その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第8条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める遠野市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	10円に単価告示に定める遠野市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別表第2（第11条関係）

区分	支給限度額単位
事業対象者	3,982単位

確認

- ① 問1から20までの項目のうち、「1」のつく回答が、**10項目以上**にあてはまる。
- ② 問6から10のうち、「1」のつく回答が、**3項目以上**にあてはまる。
- ③ 問11、12のうち、「1」のつく回答が、**2項目**にあてはまる。
- ④ 問13から15のうち、「1」のつく回答が、**2項目以上**にあてはまる。
- ⑤ 問16に「1」がついた。
- ⑥ 問18から20のうち、「1」のつく回答が、**1項目以上**にあてはまる。
- ⑦ 問 21 から 25 のうち、「1」のつく回答が、**2 項目以上**にあてはまる。

聞取り状況

遠野市介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

										区分					
										新規・変更					
被保険者氏名					被保険者番号										
フリガナ															
					生年月日					性別					
					明・大・昭 年 月 日					男・女					
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター															
地域包括支援センター名				地域包括支援センターの所在地				〒							
				電話番号											
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。															
居宅介護支援事業所名				居宅介護支援事業所の所在地				〒							
				電話番号											
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。															
変 更 年 月 日 (年 月 日付)															
遠野市長 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 電話番号															
確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号													

(注)

- この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに遠野市へ提出してください。
- 介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず遠野市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

様

遠野市長



遠野市総合事業対象者決定通知書

次のとおりに総合事業対象者の判定結果がでましたので通知します。

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 氏 名	

基本チェックリスト実施日	
判 定 結 果	
判 定 理 由	